

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給方法等に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第11号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、職員の給与の支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 条例第8条の規則で定める日は、17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給のため給与の支給に関する事務がふくそうする場合その他特別の事情がある場合は、広域連合長が定める日とすることができる。

第3条 給料の支給日後において新たに職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第4条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 病気休暇（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第13条第1項に規定する病気休暇をいう。以下同じ。）を与えられて当該休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務せず、又はその後再び勤務するに至った場合
- 2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、停職にされ、又は病気休暇を与えられて当該休暇の開始の日から90日を超えて引き続き勤務していない職員が、給料の支給日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その月の給料をその際支給する。

(管理職手当)

第5条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6条 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第29条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2

項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、支給することができない。

(地域手当)

第7条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当及び住居手当)

第8条 扶養手当及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(通勤手当)

第9条 通勤手当の支給方法等については、別に規則で定める。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第10条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。

2 第2条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第11条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、職員が離職し、又は死亡した場合は、前条の規定にかかわらず、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(端数計算)

第12条 条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び条例第16条から第18条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与の減額方法)

第13条 条例第26条の規定による減額すべき給与額は、第1号に掲げる額については給料から、第2号に掲げる額については地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び当該手当から差し引くことができないときは、条例に規定するその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(1) その欠勤(正規の勤務時間(勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間をいう。)中に特に承認なくして勤務しなかった場合をいう。以下同じ。)があった月におけるその者の給料の月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)に欠勤時間数を乗じて得た額。ただし、その月の勤務すべき全時間が欠勤であったとき、又は給料から減額すべき額がその欠勤があった月に対する給料額を超えているか、若しくは同じ額であるときは、その欠勤があった月に対する給料額とする。

(2) 減額すべき給与額から前号の額を差し引いた額。ただし、同号の額が同号ただし書の規定によるものであるときは、その欠勤があった月に対する給料の月額に対する地域手当の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。